

# 甲州市基幹系システム機器賃貸借

## 仕 様 書

令和 6 年 8 月

甲州市

# 目次

1. 概要 .....	1
1-1. 一般事項 .....	1
1-1-1. 目的 .....	1
1-1-2. 発注者 .....	1
1-1-3. 履行期限（賃貸借期間） .....	1
1-1-4. 対象施設 .....	2
1-1-5. 納入場所 .....	2
1-1-6. 構成 .....	2
1-1-7. 提出書類 .....	2
1-1-8. 秘密の保持 .....	2
1-1-9. 仕様上の疑義 .....	3
1-1-10. 引渡 .....	3
1-1-11. 保証 .....	3
1-1-12. 契約終了時の機器の取り扱い .....	3
1-1-13. その他 .....	3
2. 賃貸借仕様 .....	4
2-1. 賃貸借内容 .....	4
2-1-1. 保守事業者 .....	4
2-1-2. 賃貸借条件等 .....	4
2-1-3. 契約 .....	4
2-1-4. 支払い方法 .....	5
2-2. 賃貸借機器等の仕様 .....	5
2-2-1. 機器等の仕様 .....	5
2-2-2. 初期構築費用 .....	5
2-2-3. 保守運用について .....	5
2-3. 特記仕様 .....	5

## 1. 概要

### 1-1. 一般事項

本書は、「甲州市基幹系システム機器賃貸借」に関する仕様を記載したものである。甲州市(以下、本市という)の基幹系システムで利用しているクライアント端末(以下、端末という。)等のハードウェア、ソフトウェア、ライセンス等の更新を行い、来年度の「ガバメントクラウド」における標準システムの利用を目指す。

#### 1-1-1. 目的

甲州市の基幹系システムは、導入より 7 年を経過するため、システム更新を行う。導入するソフトウェア・機器等は現在利用しているシステムを継続利用できる方針に基づき実施する。

本賃貸借においては、基幹系システムを継続利用できるようにハードウェア、ソフトウェア、更新作業等をリース入札により導入を行い、ガバメントクラウドへのスムーズな移行ができるシステム更新を行うことを目的とする

#### 1-1-2. 発注者

名称	甲州市
住所	山梨県甲州市塩山上於曾 1085 番地 1

#### 1-1-3. 履行期限（賃貸借期間）

本賃貸借における期限は次を予定している。

- 賃貸借開始日:令和 7 年 3 月 1 日より令和 12 年 2 月 28 日までの 60 ヶ月
- システム構築終了時期:令和 7 年 2 月 28 日まで

上記システム構築終了時期までに機器を導入し、導入した端末等より継続して基幹系システムを利用できるようにすること。

そのため機器等の搬入日等については、発注者と協議して決定すること。

#### 1-1-4. 対象施設

(1)	甲州市役所本庁舎	甲州市塩山上於曾 1085 番地 1
(2)	勝沼支所	甲州市勝沼町勝沼 756 番地 1
(3)	大和支所	甲州市大和町初鹿野 1693 番地 1
(4)	塩山保健福祉センター	甲州市塩山上於曾 977 番地 5
(5)	学校給食センター	甲州市塩山熊野 958 番地 1
(6)	データセンター	受注者へ開示

#### 1-1-5. 納入場所

納入する場所については、本市の主担当者と協議のうえ決定すること。

基本、本庁舎を予定しているが、一部の機器については、保守事業者のデータセンターとなることに留意すること。

#### 1-1-6. 構成

- ・ 仕様書(本書)
- ・ 設計書

#### 1-1-7. 提出書類

受注者は発注者が定める次の書類を提出すること。記載方法の詳細や提出部数については、受注者決定後、発注者より指示する。次に概要を示す。

- (1) 納品書
- (2) 納品時の機器写真(保守事業者と協議してどちらかが実施すること)
- (3) 導入機器、ソフトウェア、ライセンス等の台帳
- (4) プロジェクト計画書(更新方法、テスト計画書等含む)
- (5) 上記全ての電子データ(CD-R) ※台帳はエクセルファイルとする。
- (6) 保証書
- (7) その他発注者より指示のあったもの

#### 1-1-8. 秘密の保持

受注者は、本貸借中に知り得た秘密・情報を第三者に漏らしてはならない。また入手した情報等は適切に管理を行わなければならない。

#### 1-1-9. 仕様上の疑義

本仕様書に定めのない事項及び記載内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議のうえ決定する。

#### 1-1-10. 引渡

本業務は、受注者が定められた項目を全て終了し、完成届けを提出後、発注者が検収を行い、その結果問題なき場合は、賃貸借の開始及び引渡とする。

#### 1-1-11. 保証

調達する端末等については、受注者所定の(賃貸借における)損害保険に付し、その費用を受注者が負担すること。その損害保険は、「飲み物こぼし事故」、「破損事故」等の過失や偶然の事故等も対象となり、賃貸借期間内は有効であること。

また引渡日から起算して1年以内に生じた機器の不良及び故障等で、受注者の責任とみなされるものについては、速やかに受注者の責任及び負担において修理、交換、改修を行うこと。

#### 1-1-12. 契約終了時の機器の取り扱い

賃貸借契約(リース契約)が終了した後、導入した機器等は全て本市に無償譲渡されるものとする。

#### 1-1-13. その他

本賃貸借の履行については、市担当者と十分な協議の上、実施すること。

## 2. 賃貸借仕様

### 2-1. 賃貸借内容

賃貸借する内容は、次のとおりである。

- (1) 基幹系システムのハードウェア(オンプレサーバ、通信機器等のハードウェア)
- (2) 基幹系システムのソフトウェア及びライセンス
- (3) 基幹系システム端末(ノート型、デスクトップ型)とその周辺機器等
- (4) 基幹系システム更新費用

システムのハードウェア及びソフトウェア等の詳細については、別紙「実施設計書」を参照すること。

#### 2-1-1. 保守事業者

システム更新を行う保守事業者は次のとおりである。

事業者名	株式会社 YSKe-com
住所	甲府市湯田 1 丁目 13 番 2 号
連絡先	055-236-1150
担当者名	公共ソリューション事業本部 公共営業部 三科

#### 2-1-2. 賃貸借条件等

賃貸借期間内においては、ライセンス等費用の更新がなく、追加費用もなく、導入した全ての機器、機能を利用できること。機器導入時の搬送費・梱包費も含まれていること。

また、賃貸借期間終了後は、全ての機器等(配線や部材も含む)は無償譲渡すること。

賃貸借期間終了後は、機器譲渡後の 1~2 年程度の延長利用を想定している。

上記内容を満たす条件にて応札等を行うこと。

#### 2-1-3. 契約

契約については、本市、保守事業者及び受注者の 3 者契約を想定している。

#### 2-1-4. 支払い方法

詳細については、受注者と別途協議により決定する。

### 2-2. 賃貸借機器等の仕様

#### 2-2-1. 機器等の仕様

導入する基幹系システムのハードウェア、ソフトウェア及びライセンス等については、設計書記載の指定品とする。類似品、相当品を導入する場合は事前に、発注者及び保守事業者の承認を得ること。パソコン等の端末、プリンタ、ネットワーク機器等についても同様とする。

#### 2-2-2. 初期構築費用

本賃貸借については、機器設置、システム更新作業及び現行機器の撤去も含めて全てを保守事業者が実施する。そのシステム初期構築に関わる費用について、保守事業者より見積り等の取得を行い、賃貸借金額の算出を行うこと。

#### 2-2-3. 保守運用について

システム初期構築後の保守運用業務は、保守事業者が継続して実施する。保守運用費の支払い等は、別途契約を想定している。

### 2-3. 特記仕様

- (1) 搬入の際には車両等の進入、機器の移動等施設及び施設内の安全を最優先し、事故等の無いように十分に配慮すること。
- (2) 施設及び施設内の備品等への汚損・毀損に十分注意を払うこと。
- (3) 発生する梱包材等は、受注者が責任を持って処分を行うこと。